

大韓民国地方行財政の概要

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT 093 (December 15, 1994)

はじめに

概況

地方行財政制度

日本との地域間交流の現状

資料編

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

はじめに	1
I 概況	2
1 一般状況	2
2 政治体制・内政	4
3 外交・国防	5
4 経済	6
5 日本との関係（略史・経済）	7
6 交流関係（概略・実績）	8
II 地方行財政制度	9
1 地方自治体の種類	9
2 地方自治体の事務及び国等との関係	10
3 地方議会制度	11
4 執行機関（自治団体長）	13
5 地方選挙制度	15
6 地方財政	17
7 公務員制度	19
III 日本との地域間交流の現状	21
1 日韓の地域間交流	21
2 姉妹都市提携	21
3 「未来志向的な両国関係」構築のための各種事業	21
(1) 日韓自治体交流促進会議	21
(2) 日韓内政関係者交換会議	22
(3) 民間有識者による交流	22
(4) 日韓（韓日）海峡沿岸県市道知事交流会議	22
(5) JETプログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」）の開始	22
4 日韓姉妹都市等締結一覧表	24
IV 資料編	25
1 『'94 地方行政主要統計』（内務部）より抜粋	25
2 特別市・直轄市・道の概況	39
3 韓国全図	54

はじめに

日本と韓国との地域間交流は、近年著しい進展と広がりを見せている。その背景としては地方空港における国際線の開設、各地方自治体及び民間レベルにおける国際化志向や地域活性化などがあげられる。交流の推進にあたって、日本とは海を隔てた隣国という地理的条件、太古以来の歴史・文化的関係を有するという点もあり、韓国とは交流が取り組みやすく、また韓国側も積極的に対応してきた等の点が指摘できよう。

特に1988年のソウル・オリンピック開催以降は、韓国の海外旅行自由化もあり、日・韓両国間で年間200万名以上の人々が往来し、それに伴い地方間交流も目に見えて活発となった。さらに1991年3月には韓国で30年ぶりに地方議会選挙が復活し、地方自治に関心が集まったが、このような動きを受けて同年の日・韓首脳会談では「日・韓自治体交流促進会議」の構想が合意され、後に覚書が交わされている。

交流の具体的手段である姉妹都市締結も、1966年の萩市と蔚山市に始まり、1994年10月現在で58件を数え、そのうちの31件は1988年のソウル・オリンピック開催以降に締結されたものである。その中には職員の相互交換を行う自治体も数多く、派遣職員は国際交流部署などで交流事業などにとりくんでいる。一方では1993年度より韓国人青年のJETプログラム招致が開始されるなど、地方自治体においては本格的な人的交流の段階に入っており、行政・文化・経済・スポーツなど広範囲な分野での交流が進められている。

このように日韓の交流活動が盛んになり、韓国側でも同様な機運が高まっているが、逆に交流のやりやすさが活動を安易に考えるきらいもあるのは事実である。交流が増加し、接触が重なれば、摩擦も生じてくるが、これは相互間の不理解と誤解、また相手に対する情報量不足に起因するものが大部分をしめよう。

このような意味から、韓国の一般的概況、行財政制度、地方間交流、各自治体に関する基礎的資料の必要性と不足を日々実感し、このようにレポートとしてまとめることとした。

レポート作成にあたっては、ソウル事務所の椎橋宗利 交流推進担当が中心となり、魚住利彦 所長補佐、池永伸也 所長補佐が補筆した。

なお、韓国では1995年1月には33市・31郡の市郡統合が、また同年6月27日には団体長選挙が予定されており、これらが行われた後、より充実した内容の改定版を作成するつもりである。

このレポートが、今後の日・韓交流、ひいては地方自治体間交流に資するものとなれば幸いであり、今後も日本と韓国の自治体レベルでの交流が促進することを期待したい。最後に、資料を提供していただいた韓国内務部に感謝の意を表したい。

I 概況

(1994.10 現在)

1 一般状況

- (1) 国名：正式国名は大韓民国(Republic of Korea)、政府樹立は1948年8月15日
- (2) 面積：99,313.72km (日本の約1/4)
- (3) 人口：総人口 44,568,873名(1993年12月内務部調査)
- (4) 行政区分：1 特別市(ソウル特別市) 5 直轄市(釜山、大邱、仁川、光州、大田)
9 道(京畿道、江原道、忠清南・北道、全羅南・北道、慶尚南・北道、済州道)

人口分布			
特別市	ソウル特別市	10,969,862名(24.6%)	道 京畿道 6,619,629名(14.9%)
直轄市	釜山直轄市	3,887,278名(8.7%)	江原道 1,555,082名(3.5%)
	大邱直轄市	2,286,305名(5.1%)	忠清南道 1,872,095名(4.2%)
	仁川直轄市	2,070,616名(4.7%)	忠清北道 1,404,767名(3.2%)
	光州直轄市	1,224,778名(2.7%)	全羅南道 2,283,858名(5.1%)
	大田直轄市	1,136,621名(2.6%)	全羅北道 2,028,956名(4.6%)
			慶尚北道 2,873,336名(6.4%)
			済州道 506,222名(1.1%)

- (5) 自然：三方が海に囲まれ、島は約3,400を数える。内陸部には山地が多く国土の70%を占める。
 - (ア)山脈：中央の太白山脈は分水嶺をなし、南に向かって低く延びる。
南方には平野が広がり、穀倉地帯として知られる。
 - (イ)河川：洛東江(525km) 漢江(514km) 錦江(401km)
- (6) 気候：年平均気温は、南部海岸地方が14℃、ソウル地方が11℃、北部国境付近は9℃前後である。年間降水量は700~1,500mm(日本の約1/2)であるが、6~8月に年間降水量の50~60%が集中する。冬季は大陸の高気圧の盛衰が周期的におこるため、「三寒四温」の現象が起こる。
- (7) 国旗：「太極旗(テグキ)」と呼ばれる。朝鮮時代末の1882年に朴泳孝などが日本へ外交使節として派遣された時に初めて使用され、翌年国旗として定められた。また大韓民国成立後の1949年10月15日には文教部告示の「国旗製作法」で正式に定められた。「太極」とは中国の易学で「宇宙最高の原理」を言い、国旗中央の青と赤は陰陽を、また四隅の黒線は易の卦の天(乾)、地(坤)、月、日を象徴する。
- (8) 国歌：「愛国歌(エグカ)」と呼ばれる。正式に国歌として制定されてはいない

が、国歌に準じ歌われており、作詞者は不明、作曲は安益泰。

- (9) 国 花：ムクゲであり、韓国では無窮花（ムグンファ）と言う。
- (10) 国 木：松（ソナム）
- (11) 国 鳥：鵲（かささぎ、カチ）
- (12) 国 獣：虎（ホラニ）
- (13) 民族衣装：韓服と呼ばれ、現在のような形になったのは200年程前と言われ、スカートとチマ、上着をチョゴリ、ズボンをパジと呼ぶ。
- (14) 食文化：(ア)唐辛子：コチュと呼ばれ、17世紀に九州地方から伝来したと言われる。その後、品種改良によって今日のような多様な形と辛さをもった唐辛子が作られた。韓国料理の代表的な香辛料で、味噌、もち米、麦芽などと合わせて熟成させた唐辛子ミソ(コチュジャン)は各種料理の薬味のベースになる。
(イ)キムチ：韓国料理における漬物の総称。白菜のペチュキムチ、大根の角切りのカクトゥギ、キュウリのオイキムチ、水キムチ(ムルキムチ)などが代表的。各家庭では10～11月にかけて大量にキムチを漬けるが、これを「キムジャン」と言う。
(ウ)焼き肉：牛のあばら骨の肉を食べるカルビ、ロース肉のトゥンシム、薄切り肉をタレにつけたプルコギなどがあり、豚肉・鶏肉も食する。
- (15) 住 居：冬の厳しい韓国の住居には、オンドルという暖房システムが取り入れられている。たきぐちで燃やした熱が石造りの煙道から床下を巡って床を暖める暖房システムであるが、現在はスチーム・パイプを床に通し、温水により床暖房を行っている。
- (16) 文 字：韓国語はウラル・アルタイ語に属する言語と考えられ、文法などは日本語に類似する。韓国語を表記するハングルは、朝鮮王朝第4代国王である世宗王の命によって1446年に作成され、当初は「訓民正音」と呼ばれた。1910年に韓国人研究者の間で「ハングル」という名称が用いられた。ハングルは10個の基礎母音、14個の子音、11個の複合母音を組み合わせて、発音を表す文字であり、子音で終わる文字が多い。
- (17) 姓 名：韓国人の姓は大部分が一文字で、現在約300の姓が確認されている。姓の約55%を占めるのが金、李、朴、崔、鄭の5姓で大姓と呼ばれる。
- (18) 通 貨：ウォン（1994. 10現在のレート100円≒800ウォン）

2 政治体制・内政

- (1) 政体：民主共和制
- (2) 元首：金泳三(キム・ヨンサム)第14代大統領(7人目)1993年2月25日就任、任期5年
- (3) 国会：一院制(299議席、任期4年 議長：黄珞周 ファン・ラクチュ)

政党別議席数

民主自由党(略称:民自党) 176議席(総裁:金泳三 キム・ヨンサム)

民主党 98議席(代表最高委員:李基澤 イ・ギテク)

新民党 16議席(代表最高委員:金東吉 キム・ドンギル)

(代表最高委員:李鍾賛 イ・ジョンチャン)

新政治改革党(略称:新政党) 1議席(代表最高委員:朴燦鍾 パク・チャンジョン)

無所属 8議席

- (4) 政府閣僚(94. 10. 25現在)

国務総理	李栄徳		
副総理兼経済企画院長官	洪在馨	副総理兼統一院長官	李洪九
外務部長官	韓昇洲	内務部長官	崔炯佑
財務部長官	朴在潤	法務部長官	金斗喜
国防部長官	李炳台	教育部長官	金淑喜
文化体育部長官	李敏燮	農林水産部長官	崔仁基
商工部長官	金喆壽	建設部長官	金佑錫
保険社会部長官	徐相穆	労働部長官	南載熙
交通部長官	呉明	逓信部長官	尹東潤
総務處長官	黄榮夏	科学技術處長官	金始中
環境處長官	朴鈺炆	公報處長官	呉隣煥
政務第一	徐清源	政務第二	權英子
法制處長官	黄吉秀	報勲處長官	李忠吉

- (5) 内政概況

1993年2月25日の第14代大統領就任以来、金大統領は、①不正腐敗の根絶、②経済の活性化、③国家の綱紀肅正を訴え、新韓国創造を明らかにした。ついで、国会議員、政府高官などの財産公開の過程で不正蓄財者を解職、軍に対しても大幅な人事異動を断行した。また、安全企画部の権限を縮小させ、従来政権では聖域とも言われた軍部、警察、検察などの権力機構の改革を行った。

昨年11月のAPEC首脳会談出席、同12月のウルグアイ・ラウンド交渉妥結などを経て、金大統領は、本年の年頭記者会見において国際競争力の強化を目標に設定し、政治・経済・社会など、あらゆる分野で国際化を推進することを明らかにした。

3 外交・国防

(1) 外交

①金大統領は、1993年5月にソウルで開催されたアジア太平洋経済委員会総会の基調演説を通じ、「新外交政策」を打ち出した。

②また韓昇洲外務部長官は、韓国外交協会における演説を通じ、上記「新外交政策」の具体的内容を次の5点にまとめた。

- ・外交の世界化 ・未来志向の外交 ・地域的協力外交
- ・外交の多元化 ・外交の多辺化

③外務部が挙げた、1994年の外交の重要課題5点、外交の主要政策8点。

・94年の外交の重点課題

平和と統一の為の国際環境の醸成	経済実利外交の推進
21世紀に向けたアジア・太平洋地域協力の追及	国際化に対する支援
外交面での国際競争力強化	

・94年の外交の主要政策

核問題の解決と平和定着への模索	新たな経済環境に能動的に対処
亜・太平洋地域における協力の深化	国連等の国際機関を通じた外交の強化
文化外交の内実化	海外に居住する韓国人に対する支援
国際化への支援と外交との国際競争力強化	首脳外交の推進

④外交関係を有する国家数：174カ国(1994年7月現在)

(2) 国防

北朝鮮と対峙する韓国は、毎年GNPの約5～6%を国防費に投入し、自主国防努力を図ると共に、朝鮮戦争以来確立された米・韓安保体制の維持につとめてきた。一方、米国は朝鮮半島の軍事バランスを考慮しつつ、米軍の役割を支援的なものに変化させていくこととし、その第一段階として92年末までに約7,000名を削減した。但し、第二段階の削減は北朝鮮との現在の関係を配慮して凍結中。また92年に中止されたチーム・スピリット演習は93年に再開された。

予算：約121億3,000ドル(93年)

兵役：義務兵役制(20歳を越えた男子は原則30～35カ月の兵役義務)

兵力：陸軍約52万名、海軍約6万名、空軍約53,000名、在韓米軍約35,000名

(92～93ミリタリー・バランス、94年度国防白書などより)

4 経済

(1) 主要経済指標

	1991年	1992年	1993年
G N P (国民総生産)	2,920億ドル	3,057億ドル	3,287億ドル
一人当たりのG N P	6,757ドル	7,007ドル	7,466ドル
経済成長率	9.1%	5.0%	5.6%
消費者物価上昇率	9.3%	4.5%	5.8%
失業率	2.3%	2.4%	2.8%

総貿易額(通関ベース)	1991年	1992年	1993年
輸 出	718億ドル	766億ドル	824億ドル
輸 入	815億ドル	817億ドル	838億ドル

(2) 主要貿易品目

輸 出	電気・電子製品(29.5%)、繊維製品(19.3%)、鉄鋼製品(8.0%)、履物(2.8%)
輸 入	機械類(22.1%)、化学工業品(19.1%)、電気・電子製品(17.0%)、鉱産物(16.0%)、鉄鋼・金属(15.0%)

(3) 主要貿易相手国

輸出	米国(22.1%)、日本(14.1%)、EC(15.0%)、香港(7.8%)
輸入	日本(23.9%)、米国(21.4%)、EC(12.1%)、中国(4.7%)

(1993年韓国側統計による)

(4) 経済概況

1993年の経済成長率は5.6%と前年(5.0%)を上回った。1994年に入り、円高などの外的要因により、景気は予想以上に回復し、韓国開発研究院は、本年の経済成長率の予測を当初の7%から7.6%に修正している。

金泳三政権は「新経済5カ年計画」を作成し、1993年7月より実施しているが、同計画の骨子は、次の4点に要約される。

- ①財税制・金融制度改革
- ②行政規制の緩和
- ③産業競争力の強化
- ④国際化・開放化の促進

また1993年8月より金融実名制を実施し、すべての金融取引を実名化した。

5 日本との関係

(1) 日韓関係略史

古代日本へは、大陸との直接交流の外に、朝鮮半島を経由して、青銅器文化、鉄器文化、米作、仏教、漢字などが伝えられており、人的・物的な交流が行われていた。

16世紀末の豊臣秀吉の朝鮮出兵の後、江戸時代には、将軍の交替ごとに12回にわたって朝鮮通信使が訪日し、交流を深めた。1910年から45年の日本による植民統治は様々な問題を残したが、1965年に両国は国交を正常化した。しかし、70年代は金大中拉致事件、文世光事件などが発生し、日韓関係はギクシャクしたが、80年代に入って首脳会談が行われるようになった。特に80年代後半以降は総理の訪韓、大統領の訪日が相次ぎ、未来志向的な日韓関係を構築する気運が生じている。

(2) 経済関係

①対日貿易

貿易額	1991年	1992年	1993年
対日輸出	123.6億ドル	116.0億ドル	115.6億ドル
対日輸入	211.2億ドル	194.6億ドル	200.2億ドル
対日赤字	87.6億ドル	78.6億ドル	84.6億ドル

(韓国側各種統計による)

②対日貿易赤字

日韓の貿易収支は、韓国経済の構造的要因に基づき、終始、日本側の出超で推移している。1986年の54.4億ドルをピークに1989年の39.9億ドルまで縮小傾向にあったが、韓国経済の輸出不振により、1990年は59.4億ドル、1991年は87.6億ドル、1992年は78.6億ドル、1993年は84.6億ドル(以上韓国側各種統計による)と拡大傾向にある。

1992年6月には両国間で「貿易不均衡是正のための実践計画」が作成され、1993年11月には「経済人フォーラム」が両国首脳に報告書を提出している。

③日本からの経済援助

韓国への借款供与は、日韓国交正常化に伴う請求権・経済協力協定に基づき、有償2億ドルをもって開始された。1983年1月に中曽根首相が表明した18.5億ドルの供与を最後に終了した。1990年9月に合意された中曽根借款最終年度分まで全91案件、総額約5,960億円が供与された。上記の円借款による資金供与のほか、国際協力事業団(JICA)による技術協力(無償)が機材供与、専門家派遣、研修員受け入れ、開発調査なども毎年実施されている。

6 交流関係

①交流の概略

1951年の第一次予備会談から数回の中断期間を経て、1965年6月22日に「日本と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（略称：日韓基本条約）が調印され、同年の12月17日に成立・発効し、日韓の国交は正常化した。その後、1967年1月にソウルに日本大使館、釜山に領事館が設置され、同年には日韓定期閣僚会議も開催されている。

両国首脳相互訪問は、1983年の中曽根首相訪韓以来、毎年のように行われ、本年3月には金泳三大統領が訪日し、7月には村山総理が訪韓している。

このように活発になった日韓の人的・物的交流は、近年に入り政府レベルから地方自治体・地域レベルにまで拡大している。1991年の海部総理訪韓を契機に、「日韓21世紀誠信交流事業」が策定され、また「日韓自治体交流促進会議」の発足が合意されたが、その背景には、地方自治体の積極的な交流がある。また地方自治体間の姉妹都市締結も盛んで、1994年7月現在で58件に達し、各種交流会議の開催や、職員の相互派遣などが行われている。

文化交流に関しては、80年代以降、文楽、歌舞伎、狂言など日本の古典芸能の公演、近年では日韓交流ジャズ演奏会やNHK交響楽団のソウル公演が行われているが、日本映画の上映や日本歌謡の公演・放送を禁じた韓国の対日文化規制は依然として存在しているのも事実である。しかし、1992年には「韓国文化通信使」が日本に派遣されるなどの動きもあり、本年秋には、韓国において日本文化紹介の事業が計画されている。

②人的交流実績

日本人の韓国入国（93年実績）	1,468,161名		
韓国人の日本入国（93年実績）	1,144,436名		
日本人の韓国留学（93年実績）	294名		
韓国人の日本留学（93年実績）	12,947名(国費留学生708名)		(以上1993年実績)
青少年交流事業(政府間事業)		日本人	韓国人
日韓学術文化青少年交流事業(92年実績)		520名	633名
日韓青少年親善事業(総務庁・文化体育部)		年約20名	年約30名
JICA実施の「21世紀友情計画新韓国青年招致事業」		年約60名	年 100名
JETプログラム（韓国青年を地方公共団体の国際交流員として招請） 92年度12名93年度14名			
在留邦人数 8,817名(ソウル在住者 4,828名)(93年10月1日現在、外務省調査)			
在日韓国・朝鮮人数 688,144名(92年12月末現在、法務省調査)			

(以上、在韓日本大使館の資料による)

Ⅱ 地方行財政制度

(1994. 10現在)

1 地方自治団体の種類

大韓民国（以下、韓国）の地方自治団体は、広域自治団体と基礎自治団体に大きく二分される。

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、5 直轄市（釜山、大邱、仁川、光州、大田）9 道（京畿、江原、忠北、忠南、全北、全南、慶北、慶南、済州）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、市と郡、ソウル特別市と5 直轄市の区を指す、よって、基礎自治団体は68市、136郡、56区（ソウル22、釜山12、大邱7、仁川6、光州4、大田5）を合わせた260の市郡区となる。

現在の地方自治団体の数は、広域自治団体15、基礎自治団体260であり、合計で275団体となる。

基礎自治団体である市・郡・区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。そして、地方自治は原則的にこの基礎自治団体において遂行されている。一方、広域自治団体である特別市・直轄市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事柄、すなわち多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的な事務を補完的に処理すると共に、中央政府と基礎自治団体との連絡調整などを行うことも目的とする。（地方自治法第8条～第11条）

元来、都市内に設置されていた区は、自治団体としての資格を有するものではなく、市の単なる下部行政区域にしか過ぎなかったものである。しかし、特別市と直轄市においては、処理しなければならない行政事務量が膨大であり、当該自治団体のみで単独にこれを所掌事務として処理するには負担が過重であった。

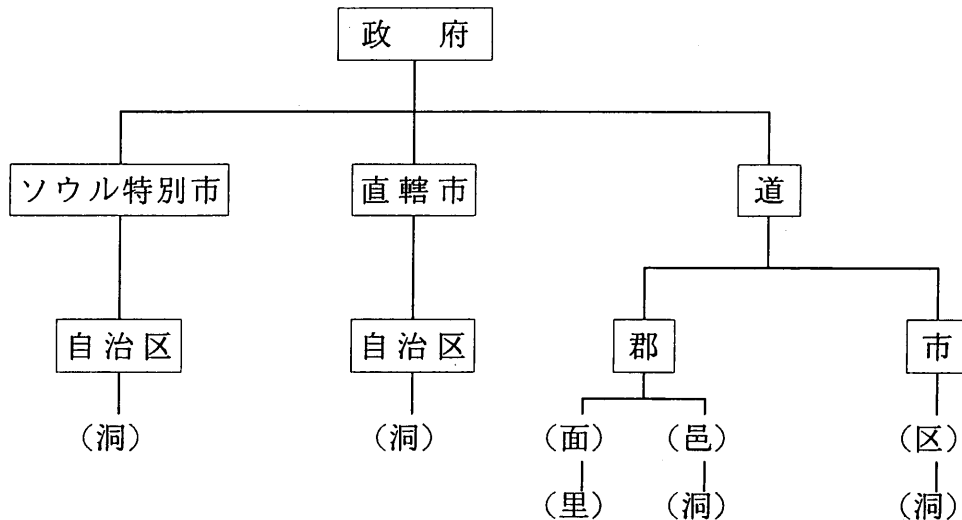
このため、1988年に特別市と直轄市においては、その下に区を自治団体（基礎自治団体）として独立させた。この区に対する基礎自治団体としての資格の付与に伴って、住民の日常生活に密接な関係を有する行政サービスについては区が担当し、市（特別市・直轄市）は、当該市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。

このほかに、地方自治団体ではないが、下部行政単位として自治区ではない区、邑、面、洞がある。元来、1949年に韓国において初めて制定された地方自治法では、地方自治団体を政府直轄のソウル特別市と道及び道の直轄する市・邑・面の二種類としていたが、1973年3月の地方自治に関する臨時措置法改正によって、基礎自治団体である邑・面が廃止され、道と邑・面との中間に存在する郡が自治団体となった。

なお、1994年3月には内務部が、47市・43郡の統合対象地域を発表、住民に対する意

見調査が5月に実施され、最終的に33市・31郡の住民が統合に賛成した。これを受け、5月30日に閣議が開催され、上記33市・31郡の統合が決議された。今後は統合に関する法案の作成を経て、9月に始まる定期国会において関連法の改定を行い、1995年1月1日より統合が実施されることとなった。

参考 韓国の地方行政体系



2 地方自治団体の事務及び国等との関係

地方自治団体は、非常に多種多様な内容の行政サービスを行い、しかも非常に広範囲な領域において遂行している。

これらの事務は大別すると固有事務と委任事務に分けることができる。

固有事務は、地方自治団体の設立の本来の目的に該当する住民の福祉増進を進めるための自治的な事務を言う。具体的には、住宅・上下水道・医療・環境・福祉施設等の事務が該当する。

委任事務は、国家または上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体がその委任者の統制下において、執行する事務を言う。具体的には、戸籍・兵役・国会議員選挙・伝染病・失業対策等の事務が該当する。

さらに、この委任事務についても、自治団体自体に委任された、所謂、団体委任事務と自治団体の執行機関（知事・市長・郡守等）に委任された機関委任事務の二種類が存在する。

具体的かつ詳細な地方自治団体の機能及び事務に関しては、地方自治法に次のように定められている。

(1) 自治団体の事務範囲（同法第9条）

- ①区域・組織及び行政管理等に関する事務（11項目）
- ②住民の福祉増進に関する事務（10項目）
- ③農林・商工業等の産業振興に関する事務（14項目）
- ④地域発展、生活環境施設の設置・管理事務（15項目）
- ⑤教育・体育・文化・芸術の振興に関する事務（5項目）
- ⑥地域民防及び消防に関する事務（2項目）

(2) 地方自治体の種類別事務配分基準（同法第10条）

①特別市・直轄市・道

広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、市・郡・区の独自での処理が困難な事務等

②市・郡・区

特別市・直轄市・道が処理する以外の事務

③人口50万人以上の市に対する特例認定

機構職制の設置及び廃止に関する権限（係の設置・廃止・調整等）

6級以下の既定定員の職列調整等の53件の道事務の直接処理

地方自治の運営に関しては、一定の指導及び監督を国家が行うことが出来るとされている。このような国家の指導及び監督は、具体的には助言・勧告・報告受理・承認・指定・是正命令・取り消し・監督・提訴等として実施されている。

この国家による地方自治団体に対する指導・監督権の詳細は、以下のとおりである。

特別市・直轄市・道の場合は、内務部長官となっているが、一般の市・郡・自治区の場合は、第一次的に該当自治団体の上位団体となる特別市長・直轄市長・道知事であり、第二次的には内務部長官となっている。なお、国家事務の場合は、内務部長官が指導・監督することになっている。

3 地方議会制度

韓国において議決権は、執行権と分離されている。そして、議会は議決権を、自治団体の長は執行権をそれぞれ分担し、相互に牽制しつつ均衡をとるようなシステムが採用されている。以下、地方議会の諸制度に関し、その概要を列挙すると次のようになる。

(1)地方議会の構成（同法第42条、第50条、第82条）

議長・副議長：広域自治団体は議長1名、副議長2名

基礎自治団体は議長 1 名、副議長 1 名
任期は 2 年

委員会：広域自治団体には、委員会を設置可能
事務機関：広域自治団体には、事務処を設置
基礎自治団体は、事務局を設置

(2) 議員の身分等（同法第31条～第34条）

任期：4 年

報酬：名誉職（ただし、会期中の日当及び公務旅行時の旅費は支給）

兼職禁止対象：国会議員、他の地方自治団体の地方議会議員。

憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、教育委員会教育委員。
国家公務員法第 2 条に規定されているところの国家公務員、地方公務員法第 2 条に規定されているところの地方公務員。

政府投資機関管理基本法第 2 条に規定する政府投資機関（韓国銀行を含む）の役職員。

地方自治法第138条または地方公企業法第 2 条に規定する地方公社と地方公団の役職員。

政党法第17条のただし書きの規定によって政党の党员になることのできない言論人及び教員。

取引等の禁止：当該自治団体ならびに公共団体との営利目的の取引の禁止、また、これに関連した施設・財産の譲受または管理の禁止。

(3) 地方議会の権限（同法第35条、第37条）

議決権：条例の制定・改廃、予算の審議・確定、決算の承認、法令に規定されたものを除外した使用料・手数料・分担金・地方税または加入金の賦課と徴収、基金の設置・運用、重要財産の取得・処分、公共施設の設置・管理及び処分、法令と条例に規定されたものを除外した予算の義務負担・権利放棄、請願の受理及び処理

行政監視権：監査（一般事業）、調査（特定事業）、書類・証言・陳述要求、会計記録検査（第125条）

※自治団体長の不信任案と議会解散権は、共に認められていない。

その他：請願受理・処理権、内部自立権（内部組織、議事進行、議員警察等）

(4) 地方議会の召集と会期（同法第38条から第41条まで）

召集：定期会は、年 1 回召集

広域自治団体：毎年11月20日

基礎自治団体：毎年11月25日

臨時会は、当該の自治団体長または在籍議員の3分の1以上の要求により召集。

定期会：広域自治団体は35日以内

基礎自治団体は30日以内

臨時会は、10日以内

会議総日数：広域自治団体は、100日以内

基礎自治団体は、60日以内。

4 執行機関（自治団体長）

一般に自治団体長の選任方法としては、地方議会による間選制、住民による直選制、さらに政府による任命制があるが、韓国においては過去に間選制、任命制が実施されている。その後、団体長選挙は再三にわたって延期されていたが、1991年の基礎・広域議会議員選挙の実施により、1992年上半期の実施が予定されていた。

しかし、盧泰愚大統領が、同年の年頭演説において自治団体長選挙の数年間延期を発表したことにより、再度延長となった。

その後、本年3月4日の国会において地方自治団体長の選挙日程を定めた地方自治法改正案が通過し、1995年6月27日に予定されている広域・基礎議会議員選挙と同時に各自治団体長選挙も実施されることが決定した。同法による自治団体長の概要は次のとおり。

(1) 任期等

自治団体長の任期は4年である。また自治団体長は、自治団体の代表権、事務統括権、事務管理・執行権、所属職員任命・指揮・監督権、管轄する自治団体・行政庁の指導・監督権、規制制定権を保有している。（同法第87条～第97条）

(2) 副市長、副知事等

自治団体長の業務を補佐する為に、副市長、副知事、副郡守、副区庁長という補佐機関が下記のように設けられている。

副市長・副知事：特別市長・直轄市長・道知事が推薦する者を、内務部長官の提請により、国務総理を経由して、大統領が任命する。但し、この法律により最初に選出された特別市長・直轄市長・道知事の任期満了までは、当該の特別市長・直轄市長・道知事の推薦は不要。

副市長・副郡守・副区庁長：市長・郡守・区庁長が任命。

(3) 地方自治団体長と地方議会との関係

① 平常的な関係

議会への条例案・予算案・各種議案の提出	(同法第58条、第118条)
議会に付議する案件の公告	(同法第40条)
議会の臨時会召集要求	(同法第39条)
条例の公布	(同法第19条)
議会への決算の承認要求	(同法第125条)
議員選挙日の公示	(地方議会議員選挙法第96条)

② 非平常的な関係

自治団体長は、議会との意見の不一致及びその他の非平常的な関係に至った場合には、以下のような措置を講ずることができる。

再議要求：以下のような場合、自治団体長においては、15日以内に理由を付して、議会に再議を要求することができる。議会が、これを在籍議員の過半数が出席し、その出席議員の3分の2以上の賛成で再議決する場合は、それで確定する。

- ・議会の議決が越権または違法と認められる場合 (同法第98条)
- ・議決された予算に執行できない経費が含まれている場合 (同法第99条)
- ・条例案の議決に異議がある場合 (同法第19条)
- ・議会の議決に対する監督庁の再議要求がある場合 (同法第159条)

先決処理：以下のような場合には、自治団体長は議会の議決を経ずに、先決処分が出来るが、この場合、次の会期の議会に報告して、その承認を受けなければならない。

- ・議会の議決権限事項中で、住民の生命・財産の保護のために緊急対応を必要とするものに対し、議会が成立しない場合、議会を召集する時間的余裕がない場合、あるいは議会の議決が遅滞している場合 (同法第100条)
- ・会計年度の開始までに議会で予算案が議決されなかった場合 (同法第122条)
- ・地方自治団体の廃置分合によって自治団体が新たに設置されたものの、予算が成立しない場合 (同施行令第4条)

5 地方選挙制度

1961年の朴政権誕生以来、韓国において、地方議会議員と地方自治団体長の選挙は実施されていない。しかし、1978年の全斗煥政権発足以降、地方議会選挙実施をめぐる論議が活発化し、このような動きを受け、1986年に韓国政府は地方自治関係法案を国会に提出、同法は1988年に議決された。

次いで1989年には、地方自治法が全面的に改正され、1990年6月30日までに地方議会選挙が実施されることとなった。しかし、国会において与野党は、地方議会議員選挙法などをめぐり対立、与党は野党2党の統合などを経て、同法を同年末の国会で通過させた。

1991年3月26日に、基礎議会選挙（市・郡・区）が、また同年6月20日には広域議会選挙（特別市・直轄市・道）が実施され、30年ぶりに地方議会制度が復活した。しかし、半年後に実施される予定であった地方自治団体長の選挙は、1992年の盧泰愚大統領の年頭演説により数年間の凍結が決定された。その後、数回にわたり地方自治法は改正を重ねられ、1994年3月16日には、広域・基礎議会選挙と共に団体長選挙が、1995年6月27日に実施されることが定められた。

(1) 選挙区域と定数

自治団体長：当該自治団体の管轄区域全体から1名

広域議会選挙：定数は、市・郡・区（1つの市・郡・区が多くの国会議員選挙区に分けられている場合は、その国会議員選挙区）ごとに3人。

ただし、人口30万人を超過する地域は、20万人ごとに1人追加。

人口7万人未満の地域は、2人。定数下限は、直轄市が23人、済州道が17人。
(議選法第13条)

※広域議会議員の定数（議員総定数866名）

特別市	ソウル 132				
直轄市	釜山 51	大邱 28	仁川 27	光州 23	大田 23
道	京畿 117	江原 54	忠南 55	忠北 38	全南 73
	全北 52	慶南 89	慶北 87	済州 17	

基礎議会選挙：定数は邑・面・洞ごとに1人。但し、人口が2万人を超過する地域は、2万人ごとに1人追加とする。定数下限は、7人であり、上限は45人である。
(議選法第14条)

選挙区は、邑・面・洞を単位に、「1選挙区から1人を選出」を原則としているが、人口が過多数な邑・面・洞では2人以上の選出が可能である。
(議選法第15条)

(2) 選挙人と候補者

選挙権者：選挙日現在20歳以上の国民で、選挙公告日現在当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録がなされている者は、当該地方自治団体の選挙の選挙権を有する。（議選法第9条、長選法第9条）

選挙権のない者：禁治産または限定治産者。

禁固以上の刑宣告を受けて、執行終了または不執行確定がされていない者。

選挙犯として50万ウォン以上の罰金刑宣告を受けた後、2年以内の者。

または、禁固以上の刑宣告を受けて不執行確定後または執行終了や免除された後、4年以内の者。

判決で選挙権が停止または喪失された者。

（議選法第11条、長選法第11条）

候補者登録：広域自治団体の団体長及び議員候補者登録において、政党員は政党の推薦書（政党公薦）を添付しなければならない。また、政党員ではない者の場合は、選挙権者の一定数以上（知事の場合は、1,500人以上2,000人以下。議員の場合は、200人以上300人以下）が署名捺印した推薦状を添付しなければならない。

基礎自治団体の団体長及び議員候補者登録においては、政党公薦が認められず、全員が選挙権者の一定数以上（団体長の場合は、300人以上500人以下。議員の場合は、50人以上100人以下）が署名捺印した推薦状を添付しなければならない。

（議選法第28条、長選法第24条）

公職者立候補制限：以下に示す公職者で、長または議員選挙法の候補者になろうとする場合は、当該選挙日の90日前までに、その職を辞任しなければならない。

- ・国会議員・他の自治団体長・他の地方議会議員
 - ・国家公務員・地方公務員
 - ・憲法裁判所裁判官・選挙管理委員・教育委員
 - ・政党員になれない教員及びマスコミ関係者
 - ・政府投資機関の役職員
 - ・農畜水協・農改組合・山林組合・葉煙草及び人参組合の常勤役職員
 - ・地方公社・公団役職員
- （議選法第35条、長選法第31条）

供託金：供託金の金額は、広域自治団体長の候補者が3,000万ウォン、基礎

自治団体長の候補者が1,000万ウォン、広域自治団体の議員候補者が700万ウォン、基礎自治団体の議員候補者が200万ウォンとなっている。(議選法第36条、長選法第32条)

候補者が辞退するなど登録無効になった場合、または得票数が基準に足りない場合には(長候補者の場合には、得票数が有効得票総数を候補者数で割った数の10分の1を越えない時。議員候補者の場合には、得票数が有効得票総数を候補者数で割った数の5分の1を越えない時)、選挙ポスターの作成、選挙公報の製作・発送費用、合同演説会開催費用、選挙人名簿写本作成費用と投票・開票参加者手当を控除した後、供託金は当該の地方自治団体に帰属する。

候補者が、当選または死亡した場合には、公営費用を控除した後、供託金は候補者に返還する。(議選法第37条、長選法第33条)

6 地方財政

韓国の地方自治団体の会計年度は、「1月1日から12月31日」までとなっている。また、財政運営の基本原則は、地方財政の健全運営の義務化、国庫補助率及び地方費負担率の法令化の2点となっている。

なお、特別市長ならびに直轄市長は、当該市税収入の一定額を確保することによって、当該市の区域内における自治区相互間の財源調整をなすことと規定されている。

(地方自治法第160条)

予算編成及び議決時期は、地方自治団体のレベルによって異なっており、特別市・直轄市・道の広域自治団体においては、会計年度開始の40日前に議会に提出し、15日前までに議決することになっている。

市・郡・区の基礎自治団体では、会計年度開始の35日前に提出し、10日前までに議決することになっている。(同法第118条)

なお、各地方自治団体の収入は、「地方税」、「税外収入」、「地方交付税」、「国庫補助金」及び「地方譲与金」によって構成されており、その状況は18ページの表のとおりである。なお、本年度の地方税の自治団体別の税目は19ページの表のとおりである。

地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、その財源は、次のような数値で内国税の中から配分されている。

普通交付税・・・内国税総額の1000分の120.60

特別交付税・・・内国税総額の1000分の12.06（普通交付税額の10%）

合 計・・・内国税総額の1000分の132.66

国庫補助金は、交付金及び負担金とは異なり、国家が法律に基づいて義務的に支出するものではない。国庫補助金は、国家の地方自治団体に対する純粋な支援的資金として位置付けられており、これは「細目的補助金」と「包括的補助金」がある。しかし、場合によって、この補助金はその用途の範囲が限定されたものとなっている。

地方譲与金は、国家が徴収した「電話税」収入金額並びに「土地超過利得税」収入金額の各50%と「酒税」収入金額の15%を地方自治団体に譲与して、地方自治団体がその道路・街路事業に充当するようになっている。

参考 1994年度 地方財政予算内訳

（単位 億ウォン）

歳 入			歳 出		
項 目	予算額	%	項 目	予算額	%
合 計	284,436	100	合 計	284,436	100
地方税	112,990	40	議会費	1,991	1
税外収入	44,605	16	一般行政費	64,741	23
地方交付税	43,832	15	社会福祉費	43,139	15
地方譲与金	17,771	6	産業経済費	40,694	14
調整交付金	12,753	5	地域開発費	84,759	30
補助金	48,739	17	文化及び体育費	14,466	5
地方債	3,746	1	民防衛費	4,738	2
			支援及び其他	29,908	10

（『94 地方行政主要統計（内務部）より』）

1994年度 地方税 税目別内訳

(単位：億ウォン)

	計	特別市税 直轄市税	区税	道税	市・郡税	構成比	
計	112,974	53,540	10,819	27,693	27,693	100%	
普通 税	小計	101,433	47,700	9,594	19,878	24,261	89.8
	所得税	18,653	9,696	-	8,957	-	16.5
	登録税	23,336	13,800	-	9,536	-	20.7
	競争馬券税	958	-	-	958	-	0.8
	免許税	1,537	-	1,110	427	-	1.4
	住民税	12,526	8,944	-	-	3,582	11.1
	財産税	4,521	-	2,646	-	1,875	4.0
	自動車税	11,520	6,742	-	-	4,778	10.2
	農地税	19	-	-	-	19	0.0
	屠畜税	264	82	-	-	182	0.2
	煙草消費税	18,469	8,436	-	-	10,033	16.4
	総合土地税	9,630	-	5,838	-	3,792	8.5
	小計	9,743	4,741	1,121	748	3,133	8.6
目的 税	共同施設税	1,653	960	-	693	-	1.5
	地域開発税	513	458	-	55	-	0.4
	都市計画税	5,241	3,323	-	-	1,918	4.6
	事業所税	2,336	-	1,121	-	1,215	2.1
過年度収入	1,798	1,099	104	296	299	1.6	

7 公務員制度

(1) 国家公務員と地方公務員

国家公務員は国家公務員法の適用を受け、地方公務員は地方公務員法の適用を受けている。国家公務員は立法機関・司法機関の公務員と警察・教師の全てであり、国家行政機関において勤務する全ての職員が国家公務員として分類される。

1993年12月31日現在で国家公務員は582,949名を数える。

地方職の場合は、内務部傘下の自治体の地方職257,993名及び教育庁地方職58,593名を合わせて、316,586名に達する。これは、市道・市郡区の自治体行政機関に勤務する公務員と市道・市郡区教育庁に勤務する一般行政公務員を言う。これらの職級は、国家職・地方職共に全て1～9級に統一されており、その他の公職の分類も同一であ

る。

報酬も基本的に地方職の場合、国家公務員の報酬規定が適用されており、統一された体系により運営されている。他方、手当の場合、地方職の特性を生かして一部条例に委任している。

また、年金は年金法により国家公務員・地方公務員が「年金管理公団」により単一的に運営されている。

(2) 地方自治体における国家公務員

国家公務員機関には、地方公務員が勤務しておらず、地方行政機関には国家公務員が一部勤務している。道知事、市長、郡守が全て国家公務員から任命されていることは、先に言及したとおりである。市・道の局長と室長また課長級は、ソウル特別市と釜山直轄市を除外した13の広域自治団体において全て国家職である。地方自治体の機構と定員に関する規程（大統領令第13275号）を見ると、特別市・直轄市及び道と市・郡、農村指導所、そして消防署に国家公務員を置くようになっており、1993年12月31日現在で地方自治体に勤務している国家公務員の数は、14,616名であり、総務職16名、一般職13,314名、技能職194名、消防職1,088名、特別職4名に達する。

(3) 公務員の採用試験

採用試験は国家公務員の場合、9級、7級、5級公務員の採用試験があり、これは総務處が管掌している。

地方公務員の場合、6級以下の場合には各市・道において実施しており、5級昇進試験の場合は内務部が実施している。

補職配置の場合は、国家5級試験合格者の場合、地方職5級公務員から選出され、市・道知事が任命する。

採用試験の受験資格に学力制限はないが、受験水準は9級公務員採用試験の場合には高等学校卒業程度、7級公務員採用試験の場合は専門大学卒業程度、5級公務員採用試験の場合は4年生大学卒業程度である。従って9級公務員採用試験は日本の国家Ⅲ種、7級公務員採用試験は国家Ⅱ種、5級公務員採用試験は国家Ⅰ種試験制度と比較でき、日本の地方上級試験は韓国の7級試験に該当する。

（「Ⅱ．地方行財政制度」は以下の資料を参考とした）

「'94 地方行政主要統計」	内務部	1994年
「韓国地方自治年鑑」	現代社会研究所	1992年 8月
「アジア諸国の地方制度」	財団法人地方自治協会	1993年 3月
「大韓民国の公務員制度」	内務部公務員課	1994年